

**「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する
金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）
に対するコメント**

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）を、1月20日、公表した。

経理委員会では、総論として異論はないとした上で、今後、国際会計基準及び同解釈指針の動向を見ながら連結財務諸表規則の改正を速やかに実施し、実務上の齟齬が生じないよう配慮願いたいとし、また、IFRS第9号を指定国際会計基準とすることが妥当であるとした意見を取り纏め、2月19日、金融庁宛提出した。

**「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する
金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するコメントについて**

2010年2月19日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

1月20日に公表されました掲題改正案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1．総論

昨年6月の金融庁ロードマップ公表以降、7～12月に発行・改訂され、公正かつ適正な手続きの下に作成及び公表が行われた国際会計基準及び同解釈指針を連結財務諸表規則の指定国際会計基準に含める旨規定するものであり、異議はない。

なお、個別に会計基準及び解釈指針を金融庁長官が承認し、指定国際会計基準とする方式自体に異論はないが、今後、国際会計基準及び同解釈指針の発行・改訂の度に連結財務諸表規則を改正することになると思われるので、連結財務諸表規則の改正は速やかに実施し実務上の齟齬が出ないよう配慮願いたい。

一方、当会では次の意見もあった。

指定国際会計基準については、「 年 月×日迄にIASBより公表されたもの」という特定方法

ではなく、「貸借対照表日迄に IASB より公表されているもの」とする等、都度改正の手続きが不要となるように改正すべきと考える。一口に国際会計基準と言っても国や地域によって基準差異（一部カーブ・アウトやカーブ・インの存在）や適用時期の相違（Endorsement の手続きの存在などにより）が存在することにより、財務諸表作成者に不便が生じている現状を踏まえ、少なくとも我が国では IASB 版国際会計基準をそのまま受け入れるように要望したい。

2 . 国際会計基準(IFRS)第9号「金融商品」

今回指定されている基準のうち、特に重要と考えられるIFRS第9号「金融商品」について、以下の理由により、指定国際会計基準とすることを妥当と考える。

IFRS第9号は適切なデュープロセスを経て、日本の戦略的投資株の実態や配当P/L計上に関する日本からの要望に配慮した規定として作成されており、指定国際会計基準として受け入れることは適切であると考え。また、日本において国際会計基準を早期任意適用しようとしている企業にとって、もしIFRS第9号を適用できなければ、一旦IAS第39号にて移行措置を行った後、改めてIFRS第9号に移行することとなるので、IFRS第9号を現時点で選択可能とすることは重要な意味を持つと考えられる。

一方、当会では次の意見もあった。

IFRS 第 9 号について、欧州委員会（EC）では Endorsement を先送りしているにもかかわらず、わが国では指定国際会計基準に追加するとの結論に至った議論の過程を明らかにして頂きたい。また、仮に EC で IFRS 第 9 号の導入が否決された場合、わが国においても柔軟に対応頂きたい。

以 上